

清水町学校部活動地域移行推進計画

清水町教育委員会
令和7年3月

《目次》

1. 推進計画の目的	2
2. 部活動の意義	2
3. 国・道の推進体制	2
4. 清水町が目指す地域移行を推進する姿	3
5. 推進するための課題と取組み	4
(1) 地域移行を主導する運営団体及び実施主体の整備	4
(2) 指導者の確保	4
(3) 生徒の参加手段	5
(4) 費用負担の軽減	5
(5) 大会・コンクールへの参加要件の周知	6
(6) 活動場所の確保	6
(7) 部活動の位置付けについての理解の促進	7
6. 部活動地域移行・地域展開ロードマップ	7
7. 部活動地域移行の実現に向けて	8
資料1 中学校部活動の地域移行に関するアンケート調査結果	9
資料2 学校部活動や地域のスポーツ・文化活動の現状について調査結果	17
資料3 清水町学校部活動地域移行検討協議会設置要綱	27
資料4 清水町学校部活動地域移行検討協議会委員名簿	28
資料5 清水町学校部活動地域移行検討協議会協議内容について	29

1. 推進計画の目的

中学校部活動（以下、「部活動」という。）の地域移行は、生徒の望ましい成長のために、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目的とします。

部活動の地域移行にあたっては、その教育的意義について、地域の運営団体・実施主体による「地域クラブ活動」においても継承・発展させ、地域での多様な体験、様々な世代との豊かな交流を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが大切です。

また、部活動の地域移行の取組により、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつなげます。

2. 部活動の意義

部活動は、学校教育の一環として、生徒がスポーツ文化や活動に親しむ機会を提供し、責任感や連帯感、自主性を育む役割を担ってきました。さらに、部活動はスポーツや文化芸術の振興にも貢献し、競技力向上の場としての価値が認められています。一方で、練習の長時間化や過熱化つながっているなどの様々な意見もあります。国のスポーツ基本計画では、スポーツが自信や仲間を育み、国民の生活を豊かにする文化的な役割とされ、文化芸術推進の基本計画でも、文化活動が創造力や感性を育む重要な要素であると強調されています。これらの視点を踏まえ、生徒にとってより良いスポーツ・文化環境を整え、部活動の意義を継承・発展させることが求められています。

3. 国・道の推進体制

令和4年（2022年）12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）では、休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援しつつ、各都道府県及び市区町村においては、推進計画の策定等により、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めることとしています。

北海道教育委員会においては、少子化による学校規模の縮小に対応し、子どもたちが継続してスポーツや文化芸術に親しみやすい環境を整えるため、部活動を学校単位から地域単位へと移行する方針を進めるため、公立中学校等を対象として、まずは、休日の部活動から地域クラブ活動への移行を優先し、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間を期間とし、道内の部活動の地域移行の取組が円滑に進むよ

う、「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」（以下「道教委の計画」という。）を策定しました。

こうしたことを踏まえて、清水町教育委員会においては、国のガイドライン及び道教委の計画を踏まえ、「清水町学校部活動地域移行検討協議会」を令和6年8月に設置し、意見等を踏まえて、「清水町学校部活動地域移行推進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

4. 清水町が目指す地域移行を推進する姿

清水町が目的とする、部活動の地域移行を達成するため、次の4点を目指して推進します。

（１）誰もが参加しやすい放課後活動を目指します

すべての生徒が気軽に参加できる放課後活動を目指します。放課後活動の負担や条件を低減し、多様な生徒が興味を持てるような内容とすることで、誰もが楽しみながら成長できる環境を整えます。また、保護者や地域の理解と協力を得ることで、より柔軟で参加しやすい仕組みを目指します。

（２）複数の放課後活動を体験できるようにします

生徒が複数の活動に参加することで、幅広い経験ができる機会を整備します。活動を短期的またはシーズンごとに区切るなど、柔軟な運営体制とすることで、生徒がさまざまな選択肢を試すことができるようにします。これにより、自身の適性や新たな興味を発見することにつながります。

（３）地域のスポーツ・文化団体と連携し進めます

地域のスポーツ団体や文化団体と連携し、専門的な指導や新たな交流の場を整備します。これにより、生徒は学校に捉われないコミュニティの一員として活動に参加する事により、地域の活力向上にも寄与します。また、指導者や施設の共有を通じて、学校と地域が連携して持続可能な活動基盤を築きます。

（４）学校と地域が協力する新しい仕組み作りを目指します

長期的には、生徒の放課後活動を学校主体の教育活動から、地域主体の活動として運営していくことを目指します。これにより、学校の負担を軽減するとともに、地域社会に根差した継続的な仕組みを構築します。生徒は地域の一員として主体的に活動する機会を得ることで、自立性や社会性をさらに伸ばすことが期待されます。

5. 推進するための課題と取組み

(1) 地域移行を主導する運営団体及び実施主体の整備

地域移行の取組を進めていくうえで、本町の実情に応じて、放課後活動を担う運営団体・実施主体の整備が必要です。運営団体・実施主体としては、統合型地域スポーツクラブや少年団、地域の文化芸術団体、民間事業者等のほか、学校と関係する組織（地域学校協働本部、保護者会等）などの取り組みがなされていることから、本町においては、既存の地域活動で連携のしやすい「既存クラブ・新規団体が中学生活動の受け皿となる形である地域クラブ活動」に取り組みつつ、他の自治体も参考に運営団体・実施主体について検討を進めます。

なお、運営団体・実施主体が決定した場合には、団体を運営する際の原則である「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」（令和元年スポーツ庁）を当該団体等に周知し、指導徹底していきます。

(2) 指導者の確保

地域における持続可能な活動環境整備のために、スポーツ団体や文化芸術団体の指導者、クラブチームの選手、社会人の競技経験者など地域の人材を発掘し、活用します。特に、以下の取り組みを推進します。

① 指導者報酬の適正化

指導者に対する報酬については、業務内容や指導時間、指導者の専門性に応じた適正な額を設定することで、指導者の安定的な確保に努めます。

② 指導時間帯の調整と多様な勤務形態の確保

指導者の活動時間については、現在の部活動と同様の時間帯で指導可能な人材を確保する上で、地域住民や企業等の理解を深めてもらうよう努めます。

③ 地元企業との連携強化

地元企業に対して、社員を指導者として派遣してもらえよう呼び掛けをしていきます。

④ 部活動指導員の配置

部活動指導員については、部活動の主体を学校から地域へ移行する上で、円滑な移行のために必要な場合において部活動指導員や部活動外部指導者の配置を検討します。

⑤ 地域の多様な人材の発掘と育成

スポーツ少年団や体育協会・文化協会と協力し、地域内の競技経験者や有資格者を掘り起こすとともに、将来的に指導者となる若年層の育成に努めます。

⑥ 指導者への研修制度の導入

競技指導だけでなく、生徒指導やいじめ防止に関する知識を深めるため、指導者を対象とした研修機会を設けます。これにより、生徒との関わり方や指導力の向上を図り、安全で健全な活動環境をつくれます。

⑦ 資格取得への支援

指導者の専門性を向上させるため、必要な資格取得に対する支援を進めます。例えば、資格取得費用の補助や講習会の案内、受講機会の提供などを行い、指導者を支援します。

(3) 生徒の参加手段

部活動の地域移行に伴い、生徒が学校区を超えて活動場所まで移動する手段については、重要な課題であると考えます。本町では、引き続き「スポーツ活動等送迎事業」を活用し、地域内外での活動を支える移動手段を確保していきます。

① 送迎事業の継続と拡充

現行の「スポーツ活動等送迎事業」は、清水町独自の支援策として、生徒や保護者から高い評価を得ています。今後、利用希望団体の増加により、車両・運転手の不足が想定されますが、引き続き継続できるよう対策を講じていきます。

② 保護者負担への配慮

送迎事業で対応できない場合、保護者の協力が必要となる可能性があります。保護者による送迎に対して、負担の低減を検討します。

③ 農村部への部活動バスの運行継続

中学校から農村部へのスクールバスによる「部活動バス」は、現状の運行を維持します。

(4) 費用負担の軽減

地域クラブ活動が持続可能なものとし、すべての生徒が参加できる環境を整えるため、以下の取り組みを進めます。

① 運営費用の負担軽減策

地域クラブ活動の運営費として、指導者の報酬、保険料、会場使用料、運営団体の事務費用などが想定されますが、これらが保護者の経済的負担となり、生徒の参加を妨げることがないように、以下の対応を検討します。

- ・施設使用料の低廉化：公共施設の使用料については、引き続き低廉な額に設定します。

- ・ **学校備品の活用**：必要に応じて、学校の設備や用具・楽器などの備品を地域クラブ活動で利用できるようにします。
- ・ **指導者報酬の助成**：地域クラブ活動運営費の大きな比重を占める指導者報酬についての財政支援を検討し、保護者や教員の負担の低減化を図ります。

② 経済的支援策の導入

経済的に困窮する家庭の生徒が安心して参加できるよう、地域クラブ活動の参加費用に対する支援制度を検討します。

③ 既存の支援制度の継続と拡充

地域クラブ活動の実施とともに、現在の部活動や少年団活動への支援については、移行後も継続します。

これらの取り組みを通じて、部活動の地域移行に伴う保護者の経済的負担を低減化し、生徒の健全な育成と持続的に活動ができるような環境を整備します。

(5) 大会・コンクールへの参加要件の周知

部活動の地域移行に伴い、中体連などの競技団体では参加規約を緩和する取り組みを進めております。今後の変更にも対応できるよう、適切な情報提供を行い、地域クラブや少年団等へ登録手続きの周知を進めていきます。

(6) 活動場所の確保

地域クラブ等の活動場所として、町内のスポーツ施設・文化施設や社会教育施設、小中学校の施設を活用します。地域クラブ等がこれらの施設を円滑かつ持続的に利用できるよう、以下の取り組みを進めます。

① 施設利用の調整の構築

各施設が子どもたちの活動を優先的に行えるよう、施設利用の調整する仕組みを構築します。

② 利用料減免制度の適用

現在実施している社会教育施設および学校体育施設の利用料減免制度について、地域クラブにおいても適用します。

③ 学校施設利用の方法と条件の整備

地域クラブ等が学校施設を使用する際の方法や条件について、学校体育施設使用の規定の改正を検討します。

(7) 部活動の位置付けについての理解の促進

部活動は、教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるもので、必ずしも教員が担う必要のない業務です。しかしながら、一部では「部活動は必ず学校において設置・運営されるべきもの」「必ず教員が指導しなければならないもの」といった認識が強く、十分な理解が浸透しているとはいえません。

このため、以下の取り組みを通じて、部活動の設置・運営が学校の義務ではないことや、学校で部活動を実施する場合でも教員以外の指導者の活用が可能であることを周知し、部活動地域移行の考え方について保護者や町民の理解を促進してまいります。

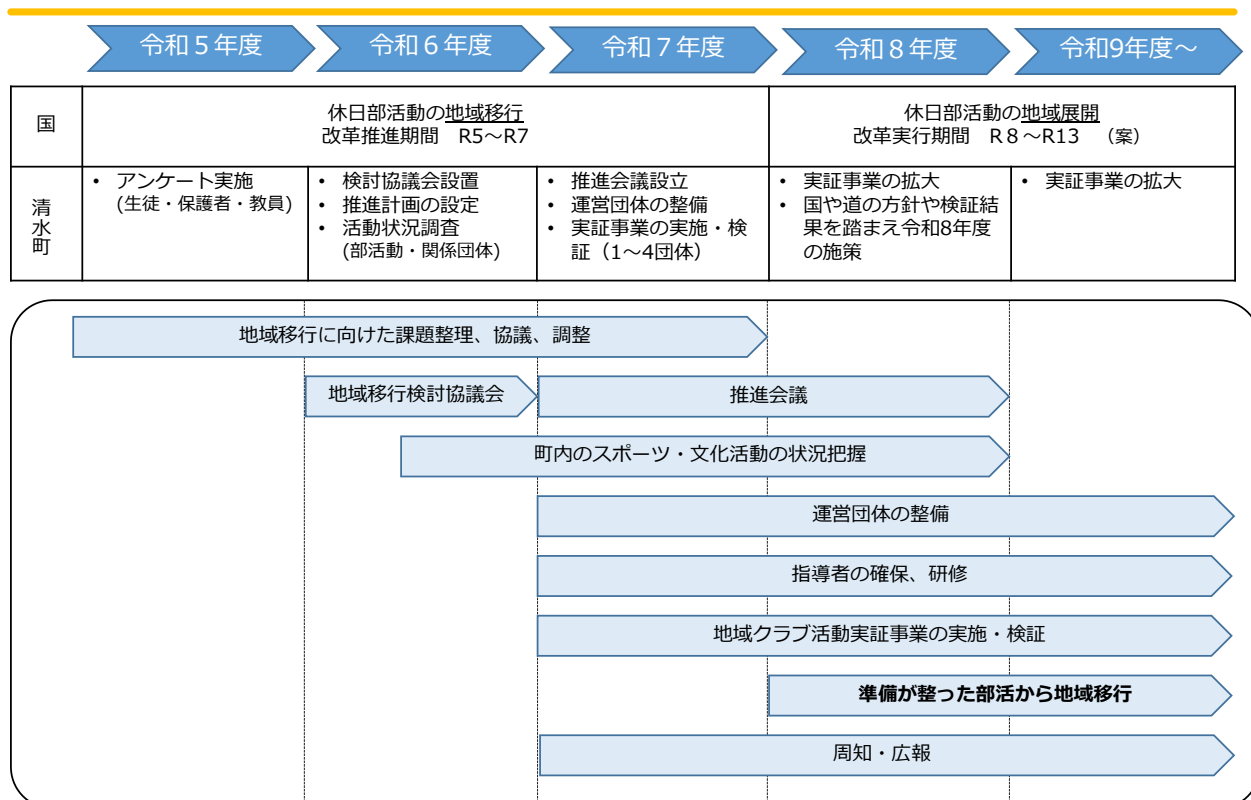
① 地域移行の目的や効果の周知

部活動地域移行が地域全体のスポーツ・文化芸術振興に資することを伝えるとともに、地域移行の効果について啓発していきます。また、地域住民や保護者の協力を得るための広報活動を行い、地域全体の理解を深めます。

② 保護者や地域団体との方向性の共有と協力体制の構築

部活動地域移行の目的や効果について説明し、保護者や少年団などの関係者と方向性を共有するとともに、協力体制の構築に努めます。

6. 部活動地域移行・地域展開ロードマップ



7. 部活動地域移行の実現に向けて

部活動は、スポーツ・文化芸術等の活動を通じた集団での経験や人間形成など、生徒にとって心身ともに成長する場として重要な役割を担っています。その役割を学校から地域に移行することは一朝一夕で出来るものではありません。

今後は、各学校や関係団体等と慎重に協議を行い、合意形成を図りながら、段階的に部活動の地域移行・地域展開を進めます。

また、本計画では、清水町が目指す部活動の地域移行に向けたスケジュールや運営体制等について示していますが、今後の国（文部科学省、スポーツ庁、文化庁等）や北海道等の動向も注視しながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

資料 1 中学校部活動の地域移行に関するアンケート調査結果

調査期間： 令和 5 年 12 月 22 日～令和 6 年 1 月 18 日

調査対象： ・ 小中学校教職員 . . . P14

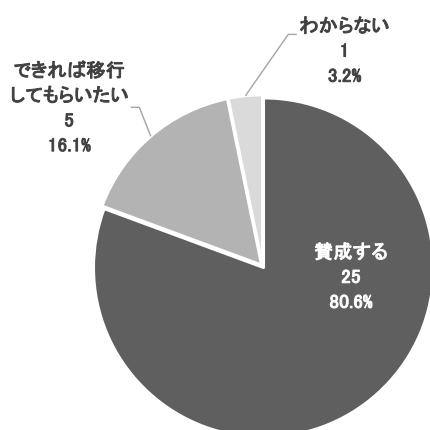
・ 小中学生 . . . P15

・ 保護者 . . . P18

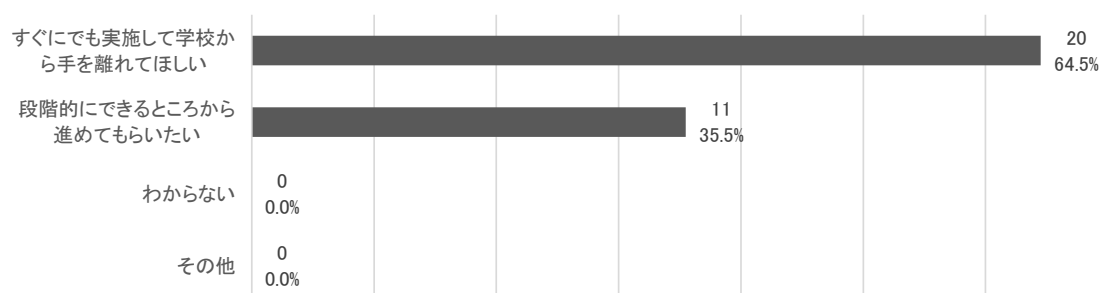
■ 中学校部活動の地域移行に関するアンケート集計結果（教職員用）

配布数：77 回答数：31 回答率 40.3%

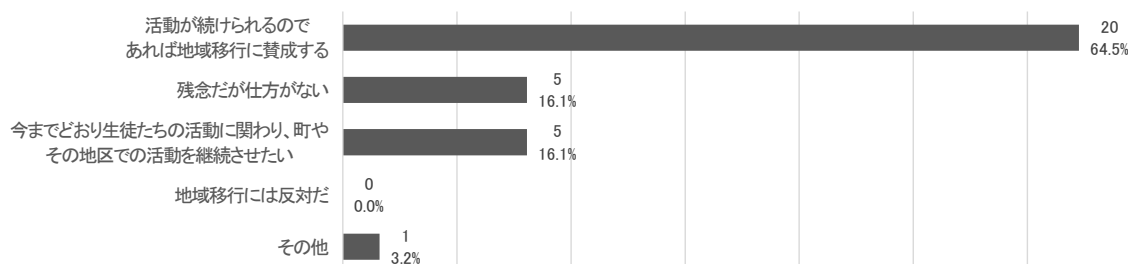
- 問 1 国が示している教職員の働き方改革の一つとして、これまで主に教職員が担っていた部活動を地域やクラブチームに移行するという考え方に賛成ですか。



- 問 2 移行するためには比較的早く環境が整う部活動と、移行までには時間がかかる部活動があると思われるが意見を聞かせてください。



- 問 3 生徒の所属する学校や区域内での活動から、町内の他の区域や別の市町村で活動を行うこととなった場合どう思われますか。



■ 中学校部活動の地域移行に関するアンケート集計結果（小中学生用）

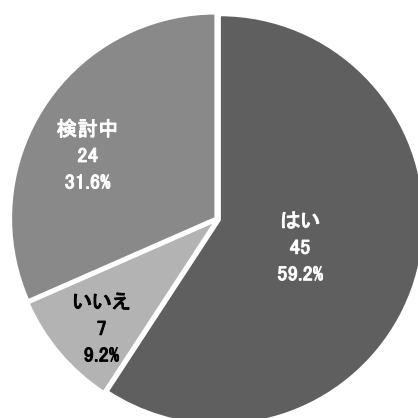
配布数：448

回答数：127

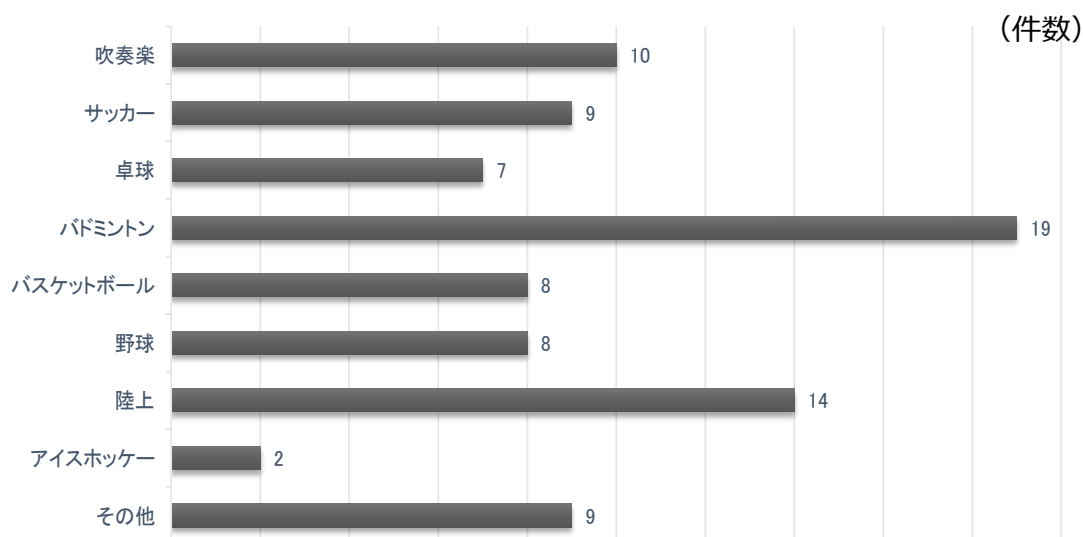
回答率 28.3%

〔 小学生（4～6） 76 〕
〔 中学生 51 〕

■ 問 1 【小学生】に質問します。中学生になったら部活動に参加する予定ですか。

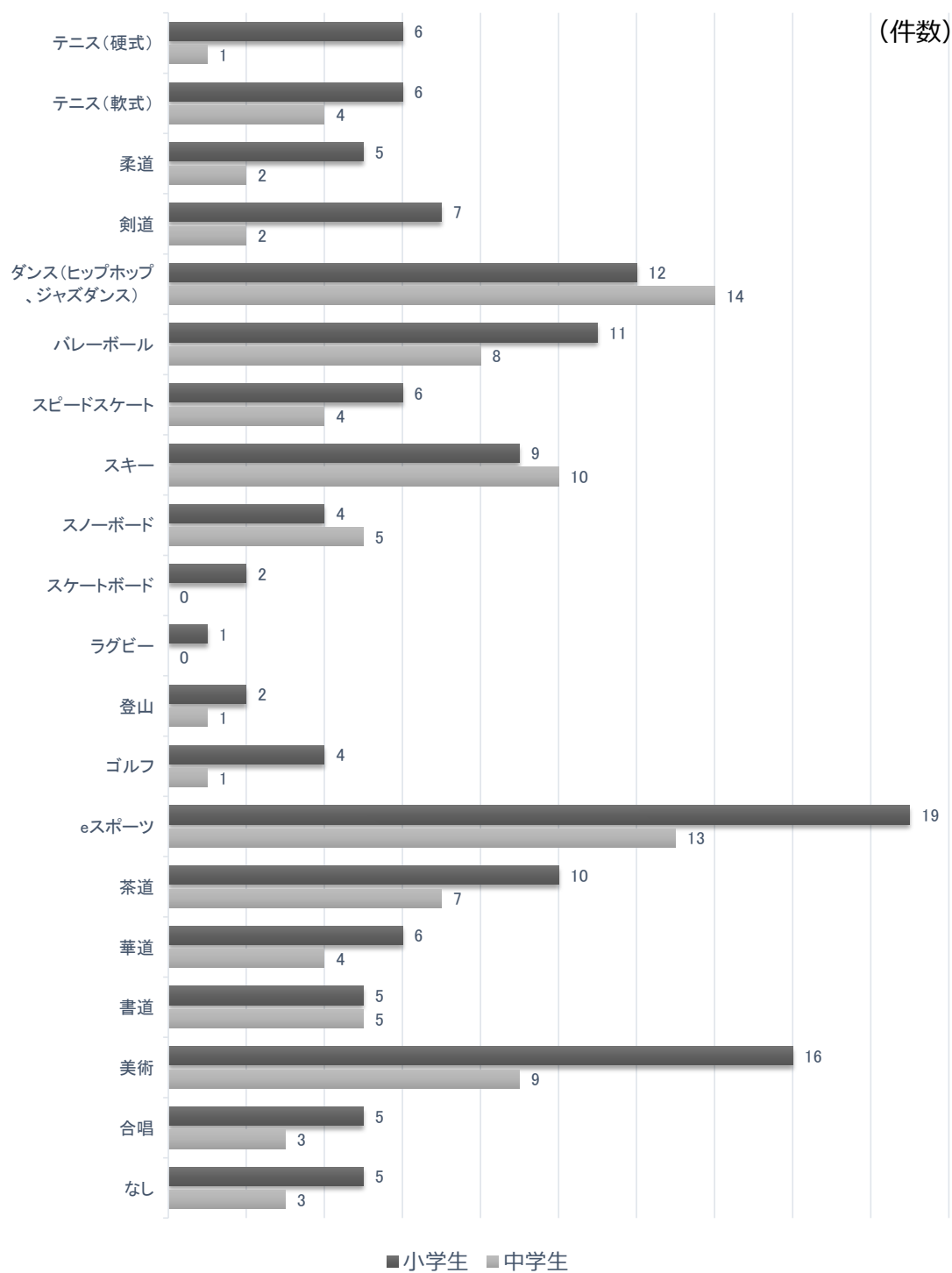


■ 問 2 【小学生】に質問します。Q1 で「はい」又は「検討中」と答えられた方に質問です。現在清水・御影中学校にある部活動の中でやりたい活動はありますか。（御影中学校にない活動でも他の学校と一緒に行くことも可能です。）（複数回答）

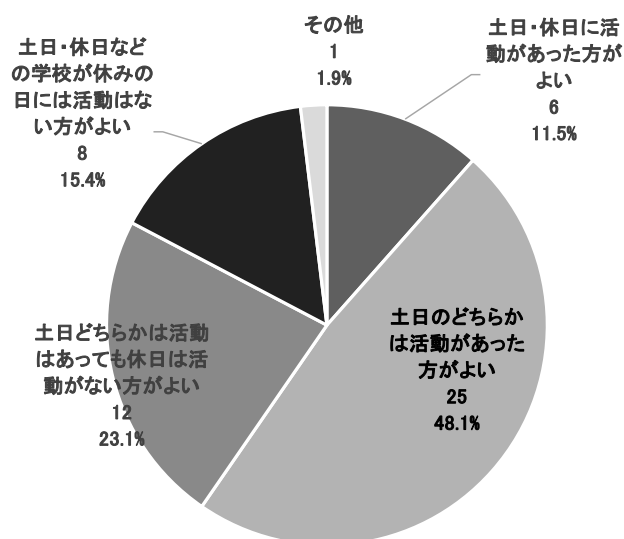


その他：「美術部」「ダンス」「将棋」「柔道」「特になし」

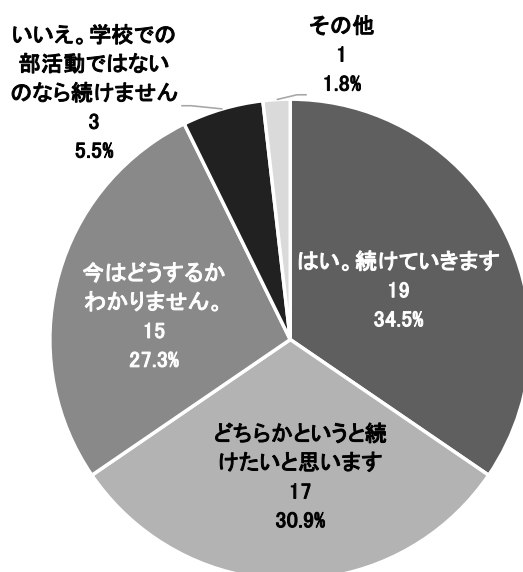
■ 問 3 【小中学生全員】に質問します。中学校に現在無い部活で、あれば参加したい部活動はありますか。あればその部活動にチェックしてください。（複数回答）



- 問 4 【中学生】Q1 で「部活動に参加している」と回答した方に質問します。
土日・休日の部活動についてどう思いますか。



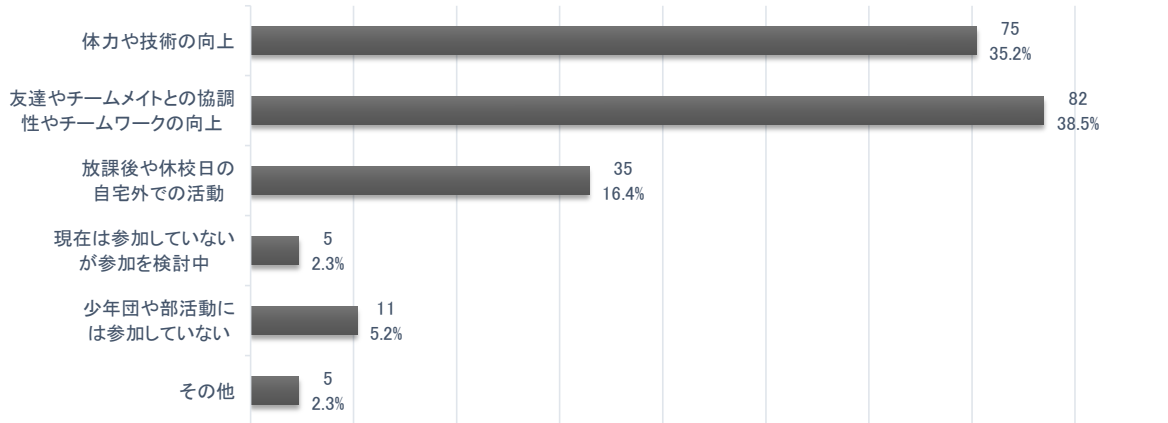
- 問 5 【中学生】に質問します。町教育委員会では部活動の地域移行に向けてたくさんの町民の意見を聞きながら準備を行っています。現在は学校の先生が中心となった部活動を行っています。地域移行が進んだ先には先生以外の指導者が中心となったクラブチームや団体活動となることが想定されています。これまでの部活動からクラブチーム等に移った場合でもその活動は続けていきますか。



■ 中学校部活動の地域移行に関するアンケート集計結果（保護者用）

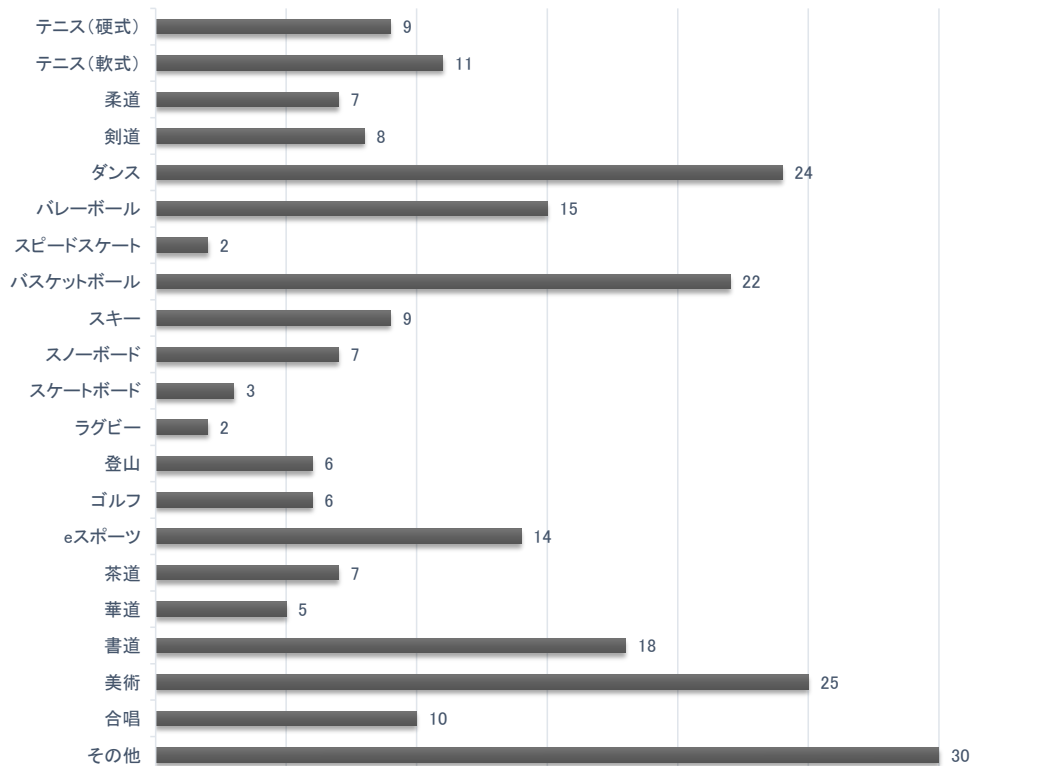
配布数：407 回答数：99 回答率 24.3%

■ 問 1 お子さんが少年団又は中学校の部活動に参加する際に期待することはなんですか。 （複数回答）

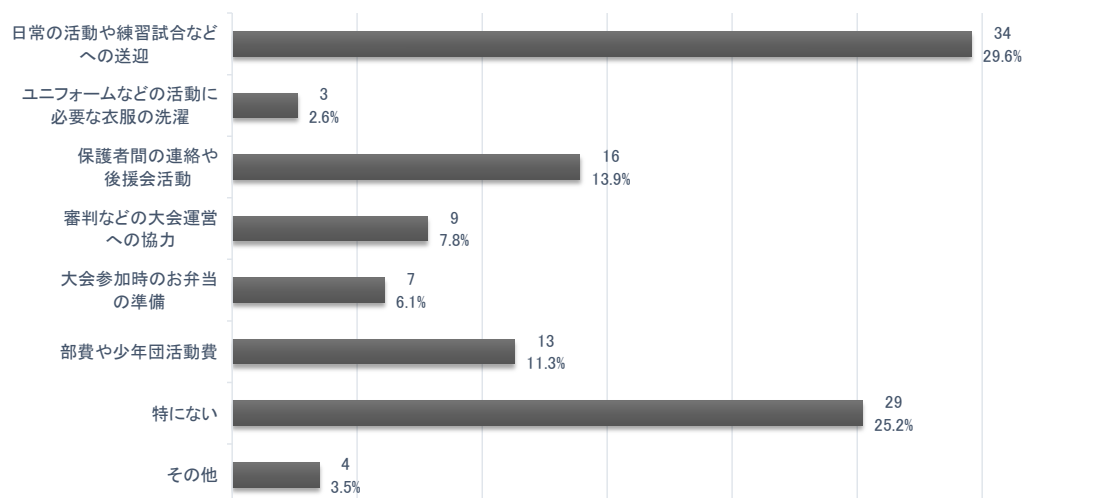


■ 問 2 中学校にあれば参加させたい部活動はありますか。あればその部活動を教えてください。 （複数回答）

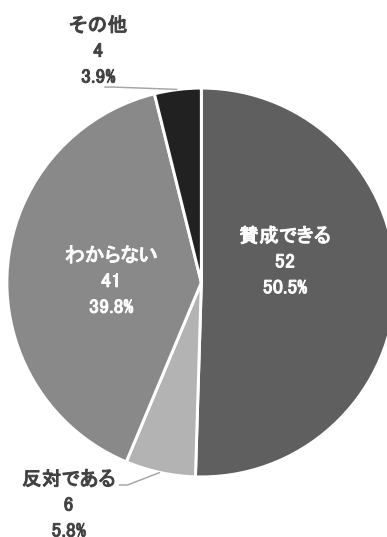
（件数）



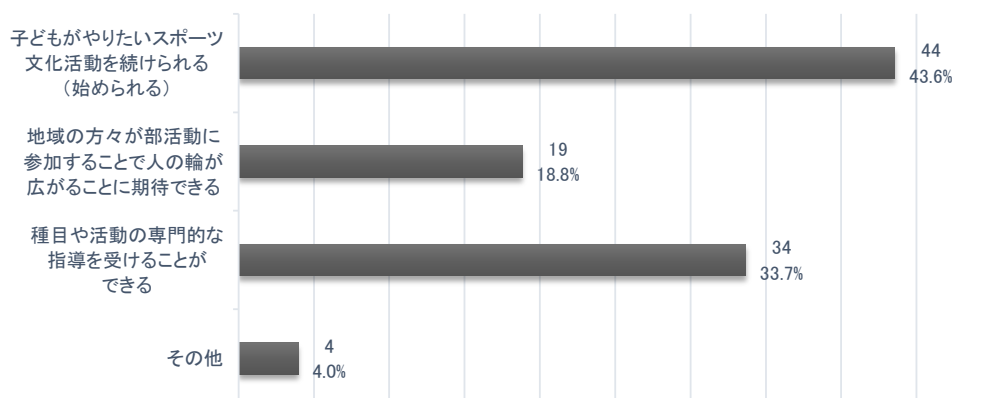
■ 問 3 お子さんが少年団又は部活動に加入して活動されている保護者の方に質問です。少年団や部活動で負担を感じることはありますか。(複数回答)



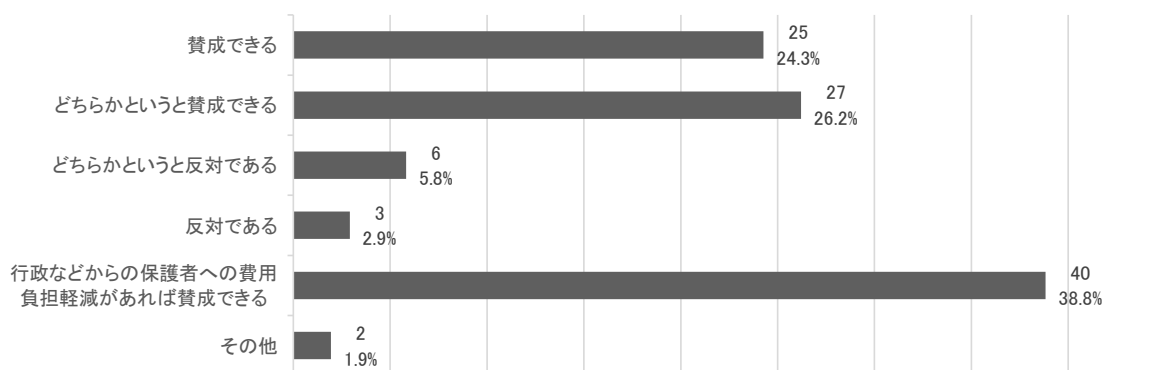
■ 問 4 いま国や町で進めている中学校の部活動の地域移行に対してどう思われますか。



■ 問 5 問 4 で「賛成できる」(部活動地域移行に)と回答された方に質問します。賛成する理由をお聞かせください。(複数回答)



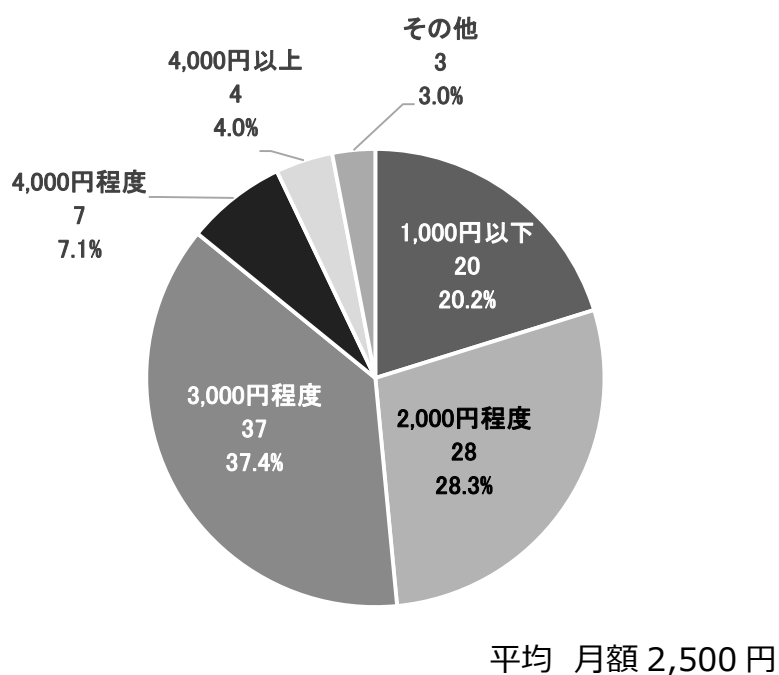
■ 問 6 地域移行となった後は学校での活動ではなくなることから、新たな体制への活動費等有償となることが考えられます。このことについてどう思われますか。



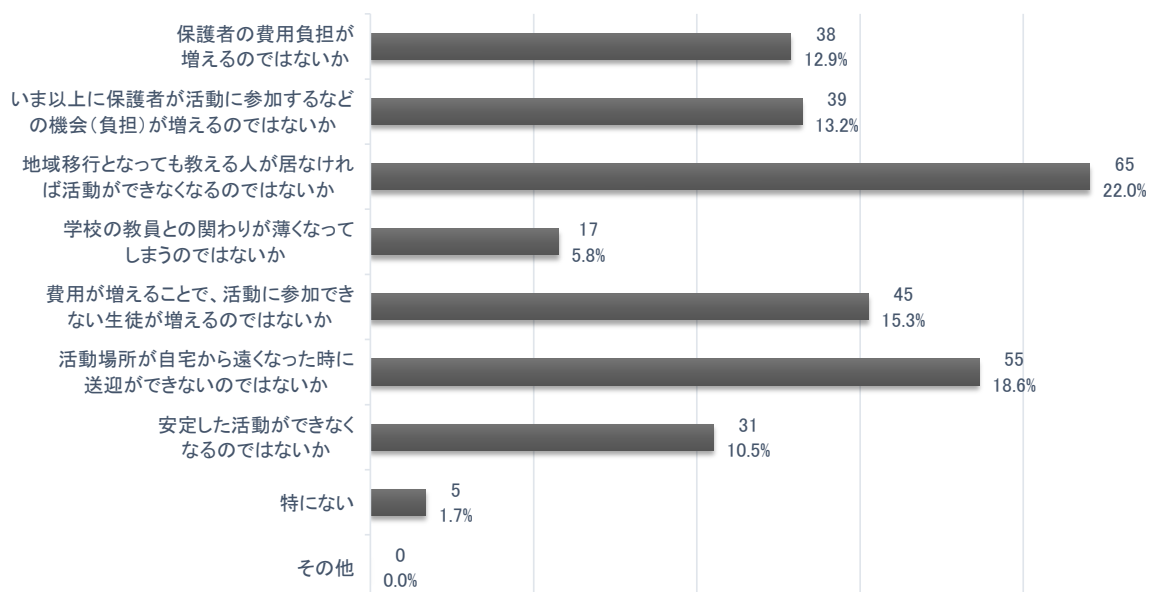
■ 問 7 問 6 の質問で活動費の有償に「賛成できる」「どちらかというと賛成できる」理由を教えてください。(複数回答)



■ 問 8 新たな体制で現在と同等の活動を行うための活動費が有償となった場合、毎月の会費はいくら程度が適当と考えますか。



■ 問 9 国や町では、子どもたちが持続可能な活動が続けられる環境を作るための一環として、中学校教員の働き方改革を含め、部活動を地域に移行するための検討を行っています。部活動を地域に移行していく中で、不安に感じる事があれば教えてください。（複数回答）



資料2 学校部活動や地域のスポーツ・文化活動の現状について調査結果

調査期間： 令和6年7月29日～令和6年8月13日

調査対象： ・中学校部活動 . . . P22
・スポーツ・文化団体 . . . P27

■ 学校部活動や地域のスポーツ・文化活動の現状について調査結果 (中学校部活動 版)

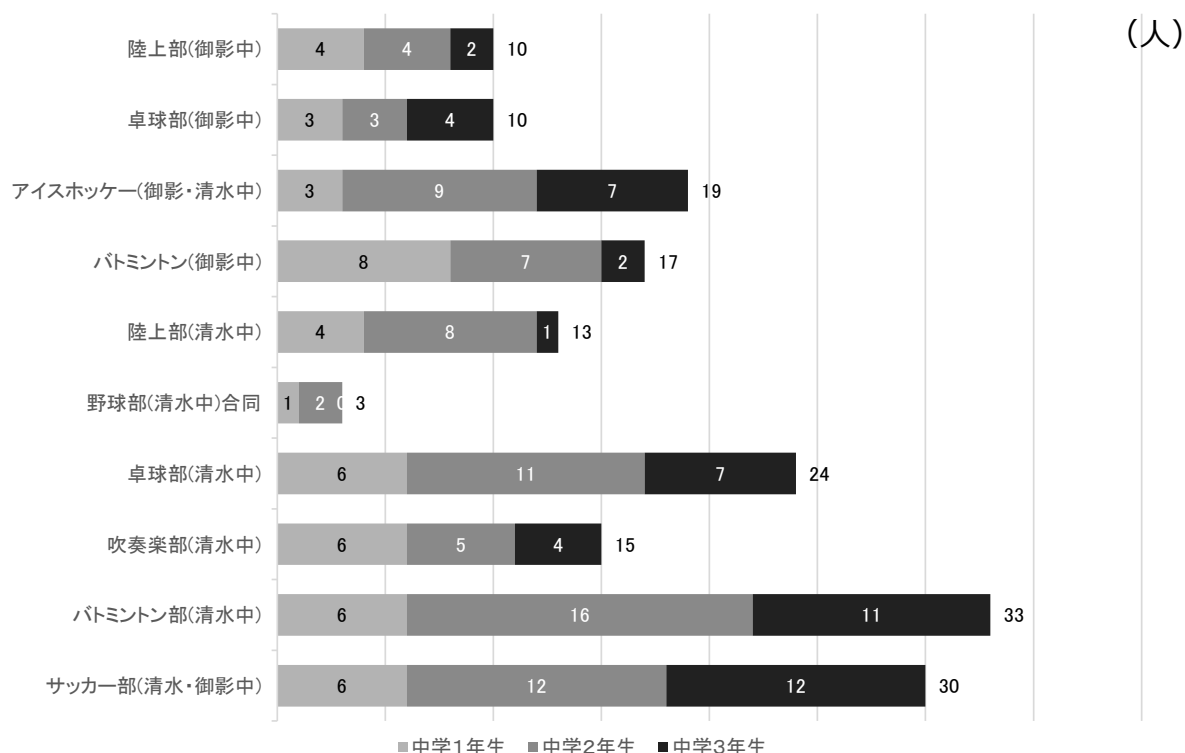
配布数10件 回答数10件 回答率100%

現在の生徒数について (人) (令和6年8月1日現在)

	中学1年生	中学2年生	中学3年生
清水中学校	46	68	52
御影中学校	22	25	22

■ 問1 所属人数の状況

■ 問1-1 現在の所属人数と学年別人数



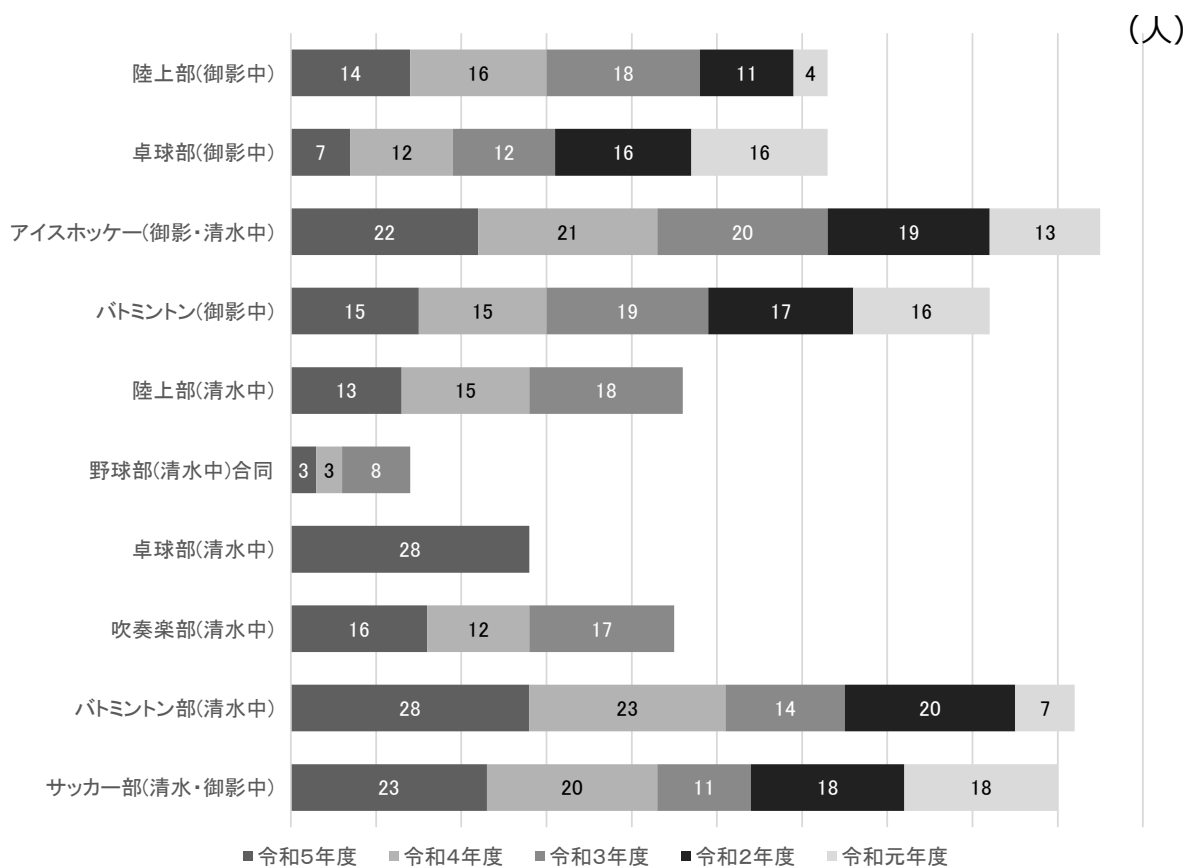
その他校外活動として

清水中学校 ・柔道 ・剣道 ・水泳 ・スピードスケート ・アイスホッケー ・男子バスケット
・女子バレーボール ・男子バレーボール
御影中学校 ・水泳 ・剣道 ・スキー ・スケート

■ 問 1 -2 過去 5 年間の所属人数

過去 5 年間の生徒数 (人)

	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
清水中学校	161	147	134	142	140
御影中学校	76	82	87	81	75



■問 2 活動の状況

■問 2-1 練習・活動場所

主な練習・活動場所について。

自校内	町内の施設	町外の施設
6	3	1

■問 2-2 練習・活動場所までの参加者の移動手段

練習・活動場所までの参加者の一番多く利用している移動手段について。

徒歩・自転車	保護者の送迎	スクールバス
7	1	2

■問 3 大会参加の状況

■問 3-1 年間参加回数

部活動名	大会回数	参加日数
陸上部(御影中)	13	19
卓球部(御影中)	11	11
アイスホッケー(御影・清水中)	8	17
バトミントン(御影中)	8	11
陸上部(清水中)	16	16
野球部(清水中)合同	6	20
卓球部(清水中)	14	14
吹奏楽部(清水中)	7	7
バトミントン部(清水中)	7	8
サッカー部(清水・御影中)	11	40
平均	10.1	16.3

■問 3-2 大会参加費用

大会・発表会の参加費用の負担方法について。(複数回答)



その他の意見より

・「参加者より徴収」「選手負担」「部費からの支払い」

■問 4 指導者の状況

■問 4-1 現在の指導者数



■問 4-2 指導者への報酬・謝礼

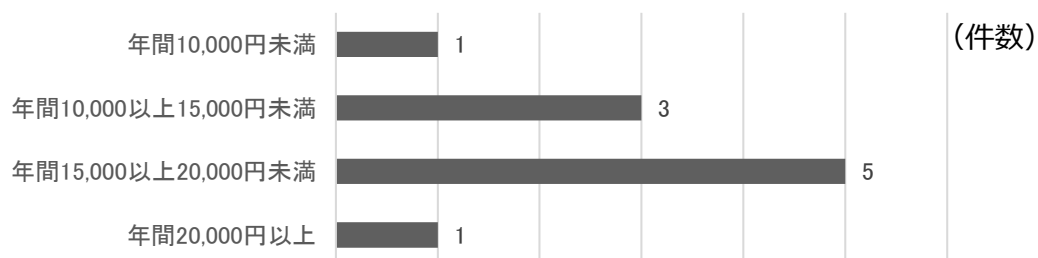
指導者に対する報酬や謝礼等については5件より回答があった。

1回あたり2,700円が4件

1年間あたり30,000円が1件

■問 5 会費の状況

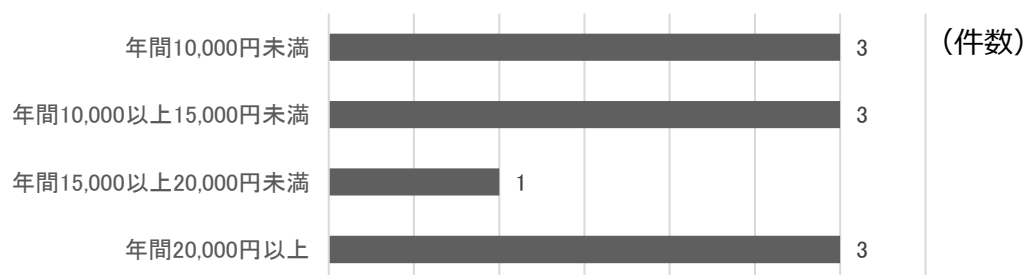
■問 5-1 年間の会費について



平均 年間 16,000 円

■問 5-2 その他の費用

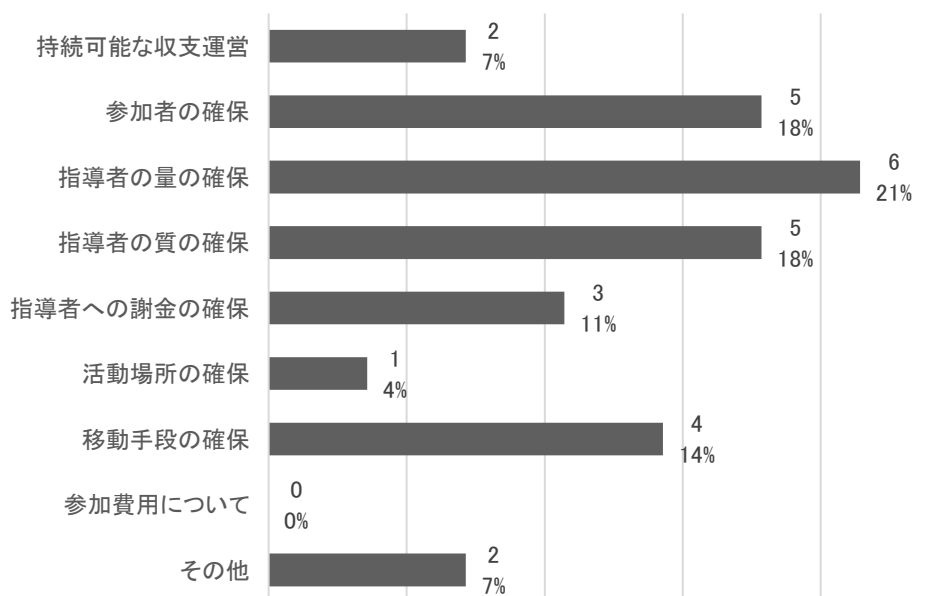
定期的な会費のほかに臨時的に徴収する費用（ユニフォーム代等）



平均 年間 16,000 円

■問 6 課題

今後の課題について（複数回答可）



その他の意見：

- ・学校の教育活動、技術指導だけでなく生徒や家庭に関しても理解がある指導者を安定的に確保することが大事。
 - ・中学生はまだまだ精神的に未発達な面もあり、指導者の人格や指導方針はかなり大事だと感じる。そのあたりを学校や家庭と連携を図りながら指導をしていただける人材の確保がなかなか難しい。
 - ・また、指導者の時間や労力に見合った報酬、練習場所への移動手段の確保の課題もある。
 - ・清水町の児童・生徒たちのスポーツ・文化活動を活発にするには、人材と予算をしっかりと確保する必要がある。
 - ・教員に求められる事柄がどんどん増えている中での部活動の運営は、大きな負担を感じています。ただ、部活動により生徒の心身の成長を促すことがメリットだと思うので、地域移行することによってそのメリットが地域の方々の支えの下、継続されるとよいと思います。
- しかし、現状として①部活動の指導者の手当は極わずか②生徒や保護者の部活動に対する考え方も多様化しており、昔のように絶対に「部活動に出るのが当たり前」の感覚で生徒指導することが難しくなっているため、生徒指導をうまくできる方でないとトラブルばかりが増えるのではないかと危惧しています。

■ 学校部活動や地域のスポーツ・文化活動の現状について調査結果 (スポーツ・文化団体 版)

配布数 19 件

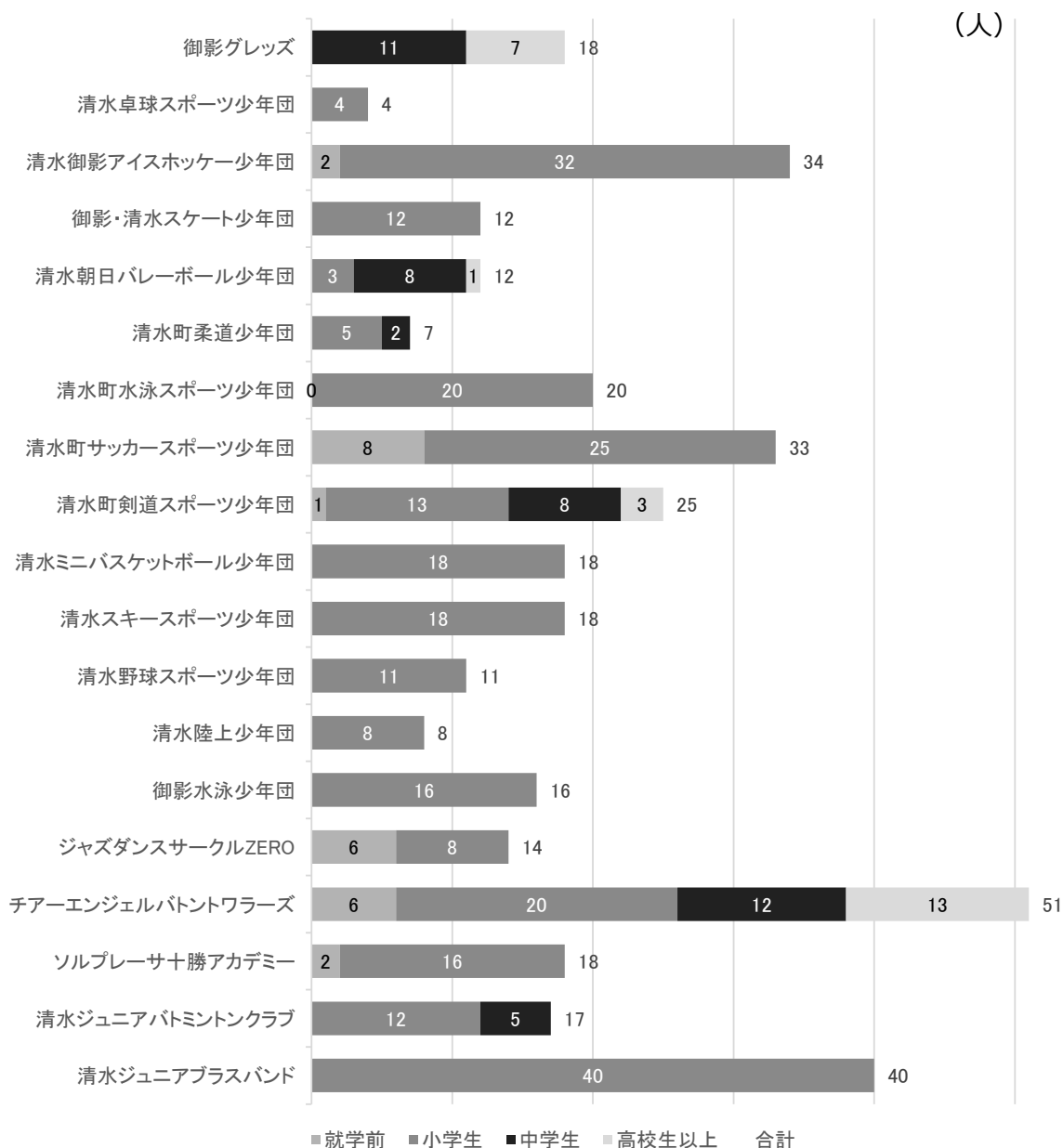
回答数 19 件

回答率 100%

■ 問 1 所属人数の状況

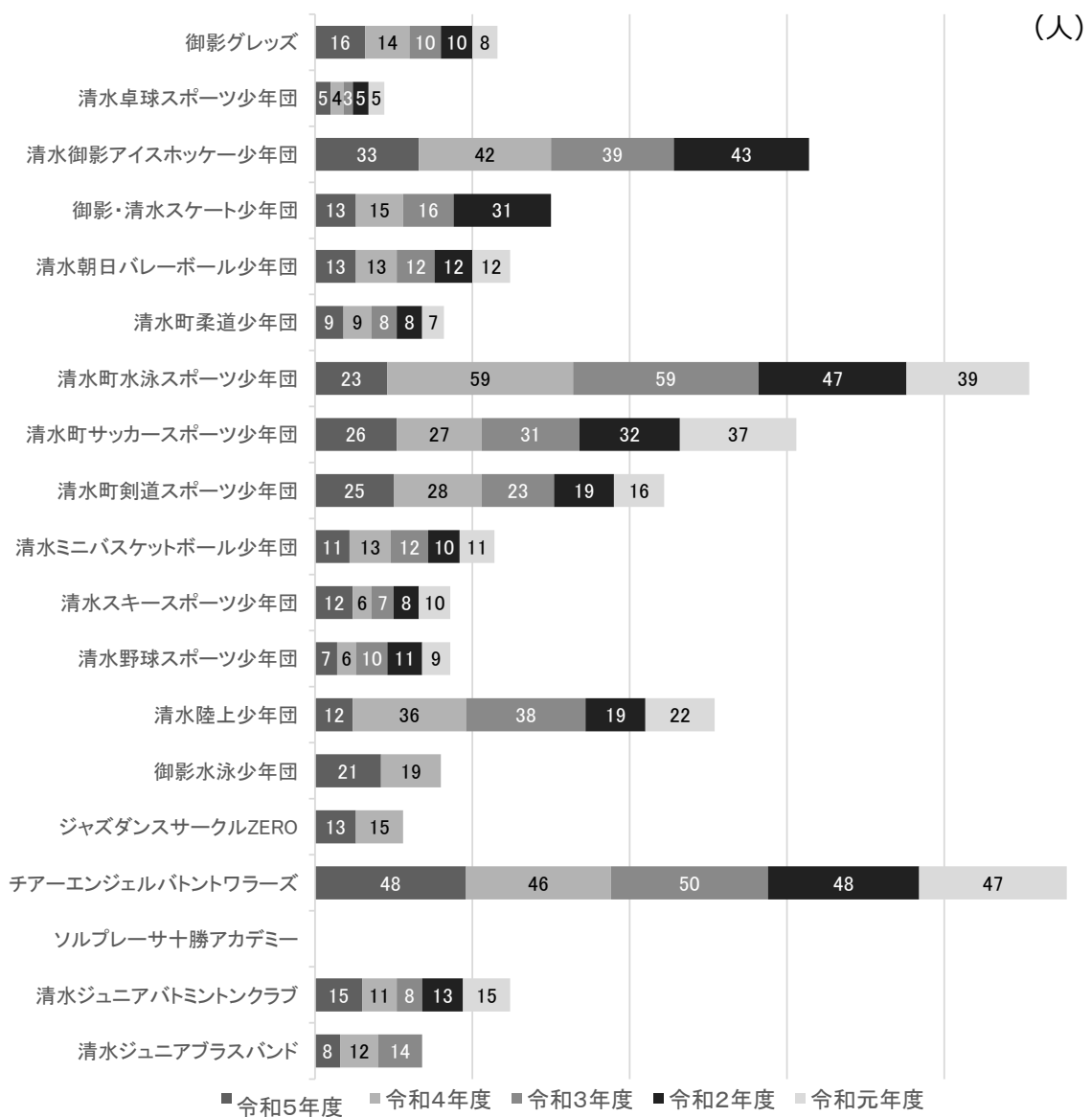
■ 問 1-1 現在の所属人数

現在所属する児童・生徒数について



■ 問 1-2 過去の所属人数

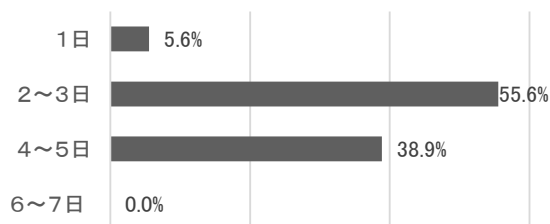
過去5年間の所属した児童・生徒数について



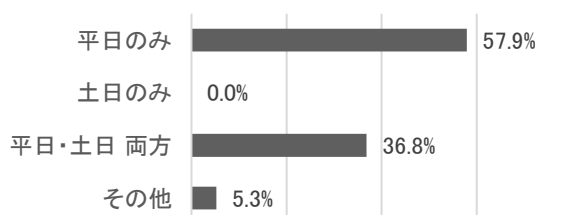
■問 2 活動の状況

■問 2-1 練習・活動日数

1週間あたりの練習・活動日数

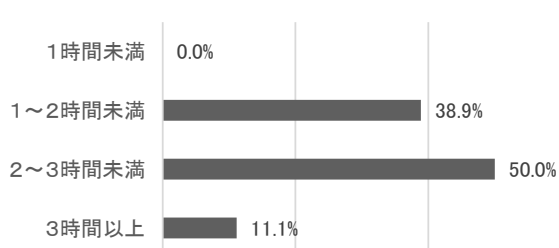


平日・休日の活動日数

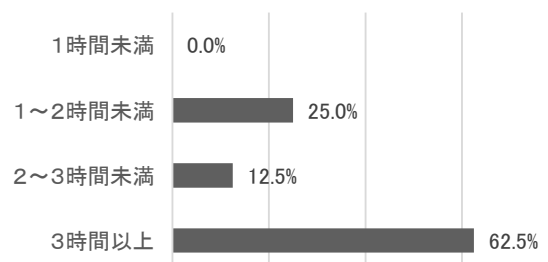


■問 2-2 練習・活動時間

平日 1日あたりの練習・活動時間

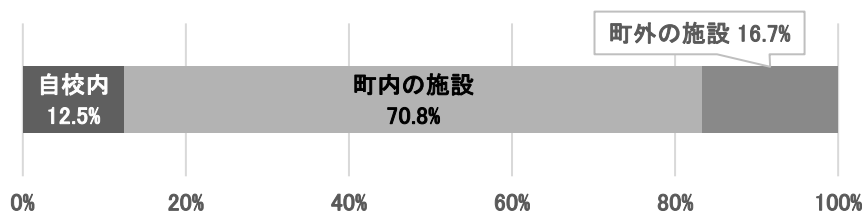


土日 1日あたりの練習・活動時間



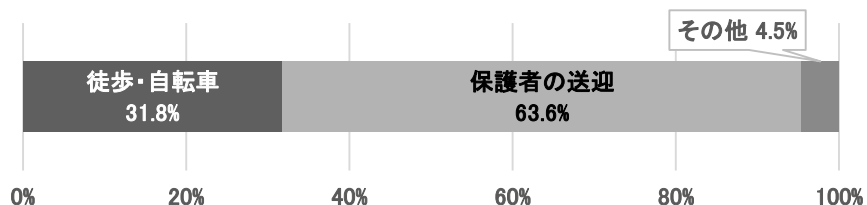
■問 2-3 練習・活動場所

主な練習・活動場所について



■問 2-4 練習・活動場所までの参加者の移動手段

練習・活動場所までの参加者の一番多く利用している移動手段について。

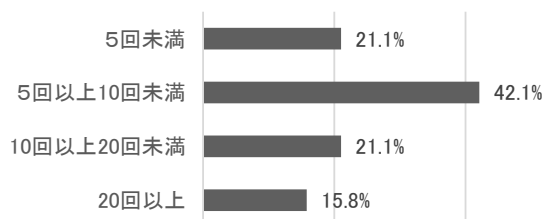


その他意見：町の送迎バス

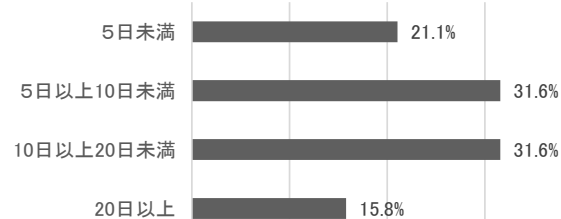
■問 3 大会・発表会の参加の状況

■問 3-1 年間参加回数

年間大会・発表会数

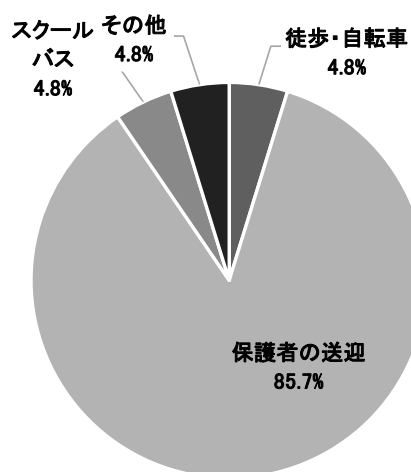


年間大会・発表会日数



■問 3-2 参加手段

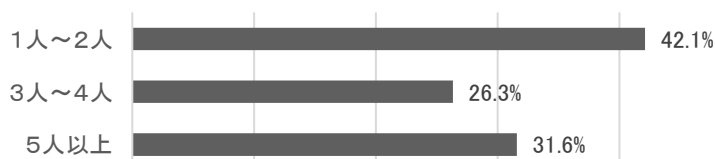
大会・発表会会場までの主な移動手段について



■問 4 指導者の状況

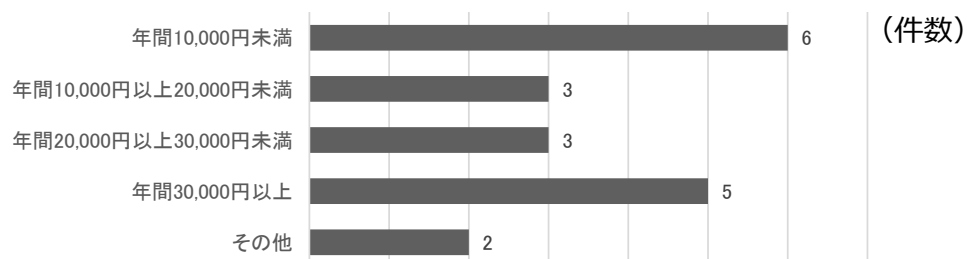
■問 4-1 現在の指導者数

現在の指導者数について



■問 4-2 指導者への報酬・謝礼

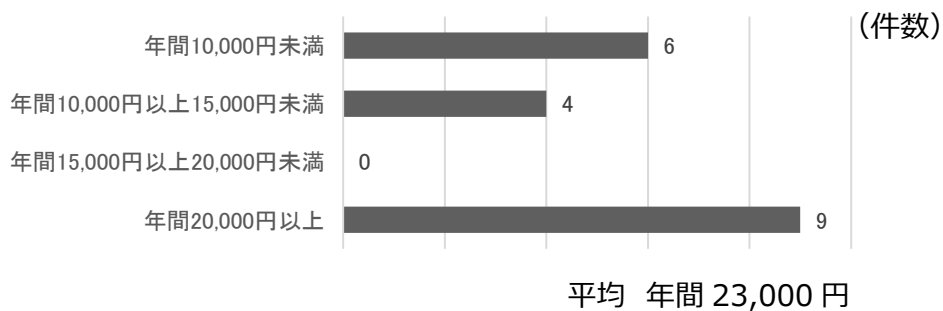
指導者に対する報酬や謝礼等がありましたら金額を記入してください。



■問 5 会費の状況

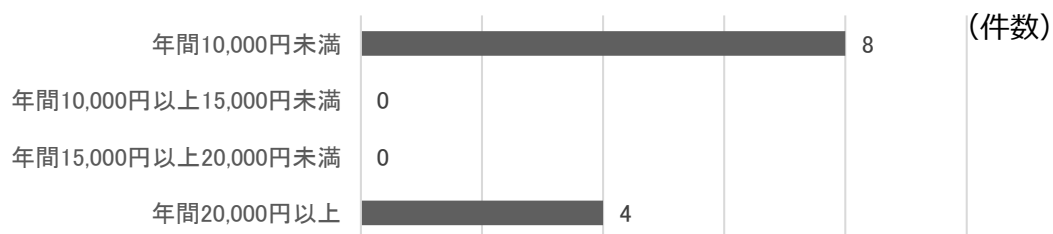
■問 5-1 会費

定期的な会費について



■問 5-2 その他の費用

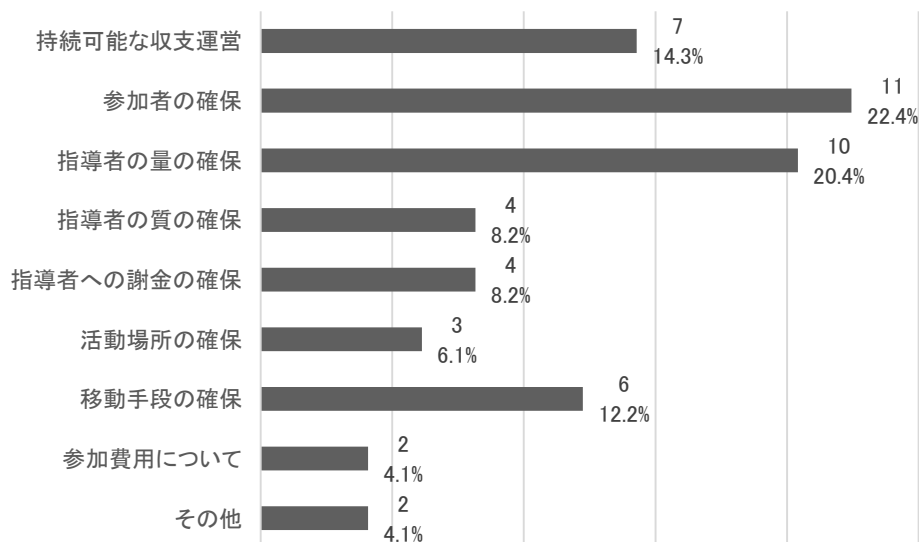
定期的な会費のほかに臨時的に徴収する費用について。



その他意見：・遠征費は別途 ・衣装代は各自

■問 6 課題

今後の課題について（複数回答可）



その他意見：

- ・運営している事務局に協力してくれる保護者の確保
- ・他町との連携
- ・他町からの移動等
- ・毎年の発表会は無料でやっているが、衣装代他費用がかかる

資料３ 清水町学校部活動地域移行検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、国における「運動部活動の地域移行に関する検討会議（スポーツ庁）」及び「文化活動の地域活動に関する検討会議（文化庁）」の提言を踏まえ、本町の生徒にとって望ましい部活動のあり方や地域移行等について検討を行うため、清水町学校部活動地域移行検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 検討協議会の委員は、学校部活動に関し、次の職務を行う。

- (1) 学校部活動の地域移行に関し、会議を開き、清水町教育委員会に対して意見を述べること。
- (2) 学校部活動の地域移行に関する諸計画を立案すること。
- (3) 前2号の職務を行うため必要な研究調査を行うこと。

(組織)

第3条 検討協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから清水町教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツ団体関係者
- (2) 文化団体関係者
- (3) PTA 関係者
- (4) 教育関係者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 検討協議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討協議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討協議会の庶務は、社会教育課スポーツ係及び学校教育課学校教育係において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月18日から施行する。
- 2 この要綱による検討協議会の最初の会議は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集する。
- 3 第4条の委員の任期については令和6年度に限り令和7年3月31日までとする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

資料 4 清水町学校部活動地域移行検討協議会委員名簿

委員長：長谷川 弘 副委員長：内田 得裕

区 分		氏 名	所属団体・役職等
1	スポーツ団体	安 田 薫	体育協会役員
2	スポーツ団体	小 泉 順 一	体育協会役員
3	スポーツ団体	長 谷 川 弘	スポーツ推進員
4	スポーツ団体	高 野 博 昭	スポーツ推進員
5	スポーツ団体	高 金 信 昭	スポーツ少年団本部役員
6	スポーツ団体	中 島 啓 治	スポーツ少年団本部役員
7	文化団体関係者	中 村 富 志 男	社会教育委員
8	文化団体関係者	田 中 祐 子	社会教育委員
9	文化団体関係者	熊 谷 陸 男	文化協会協議会役員
10	文化団体関係者	中 河 清 治	文化協会協議会役員
11	P T A 関係者	小 室 慶 輔	清水中学校 PTA 役員
12	P T A 関係者	若 原 昌 樹	御影中学校 PTA 役員
13	P T A 関係者	高 田 光	清水小学校 PTA 役員
14	P T A 関係者	太 田 智 宏	御影小学校 PTA 役員
15	教 育 関 係 者	内 田 得 裕	清水中学校長
16	教 育 関 係 者	乙 戸 貴 宏	御影中学校長
17	教 育 関 係 者	尾 見 俊 昌	清水中学校教諭
18	教 育 関 係 者	谷 薫	御影中学校教諭
19	教 育 関 係 者	高 充 慶	清水小学校長
20	教 育 関 係 者	佐 藤 貴 光	御影小学校長

【委員の任期】 令和 6 年 8 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

■事務局

清水町教育委員会 社会教育課、学校教育課

資料5 清水町学校部活動地域移行検討協議会協議内容について

会議名・日付	協 議 事 項	頁
第 1 回会議 令和 6 年 8 月 29 日(木)	1-1 協議事項及び協議スケジュールについて	30
	1-2 部活動地域移行の目的・目標について	30
	1-3 学校部活動・地域のスポーツ・文化活動の現状と課題について	31
	1-4 中学校部活動の地域移行に関するアンケート結果について	32
第 2 回会議 令和 6 年 9 月 25 日(火)	2-1 地域移行後の生徒の放課後活動の在り方について	33
	2-2 地域移行後の指導者の確保について	34
	2-3 地域移行後の生徒の参加手段について	35
	2-4 地域移行後の費用負担について	36
第 3 回会議 令和 6 年 11 月 27 日(水)	3-1 大会・コンクール等の参加態勢について	37
	3-2 運営団体、実施主体の在り方について	38
	3-3 スポーツ・文化施設の確保について	39
	3-4 部活動の位置付けと地域移行の理解の促進について	40
第4回会議 令和 7 年 2 月 27 日(木)	4-1 清水町学校部活動地域移行推進計画(案)について	41

1-1 協議事項及び協議スケジュールについて

各委員からの意見・事務局回答の要約

(委員) 推進計画案のイメージについての確認。

(事務局) 北海道の推進計画に基づき市町村で取り組む内容について作成する。

1-2 部活動地域移行の目的・目標について

各委員からの意見・事務局回答の要約

(委員) 「学校教育活動から切り離し」という表現に違和感がある。

(委員) 教員の協力が必要な部分が残ると考えられるため、完全な切り離しは非現実的。

(委員) 表現を柔軟に変更する必要がある。

(委員) 「切り離す」という表現は誤解を招くため変更が必要。

(委員) 学校も協力し、関与を続けるべき。

(委員) 中体連の現状は競技ごとに統一性がなく、混乱が生じている。

(委員) 地域移行に伴い、学校と地域が共に進める形が重要。

(委員) 子どもたちの減少や社会ニーズの変化を考慮して柔軟に対応する必要がある。

(委員) 地域と学校が話し合う場を残すべき。

(委員) 子どもたちのニーズに応じた部活動を提供すべき。

(委員) 中札内村や帯広市など他自治体の事例を参考にすべき。

(委員) 「切り離し」を前提とするのではなく、柔軟に対応する必要がある。

(委員) 部活動の二極化（楽しむ層と競技志向の層）に対応する必要がある。

(委員) 子どもたちの多様なニーズに応じた支援体制を検討すべき。

(教育長) 学校中心の部活動から地域クラブへ移行し、多様な関係者が参加できる形にするのが目標。

(教育長) 「切り離し」という表現の改善を検討。

(教育長) 部活動を地域クラブや文化活動クラブとして発展させたい。

(事務局) 教員の長時間労働解消が目標であり、部活動の地域移行はその方向性に沿う。

(事務局) 長年続いてきた文化であるため、急激な変化は難しい。

(事務局) 文言については再検討を行う。

課題の整理

1. 表現の再検討

- ・ 「学校教育活動から切り離し」という表現が誤解を招かないよう変更。

2. 多様な子どもたちへの対応

- ・ 楽しむ目的で参加する子どもと、競技志向の子どもの両方を支える体制の構築。

3. 他自治体の成功事例の活用

- ・ 中札内村や帯広市のような先進事例を参考とした、地域移行。

4. 地域と学校の連携

- ・ 完全な分離ではなく、学校と地域が協力する枠組みの整備。

1-3 学校部活動・地域スポーツ・文化活動の現状と課題について

各委員からの意見・事務局回答の要約

(少年団の現状について説明)

- (委員) 登録年齢は4歳から21歳まで拡大されている。
 - (委員) 指導体制が資格制になり、指導の制限がある。
 - (委員) 中学校進学後、部活動が優先されるため少年団活動が減少する。
 - (委員) 少子化や指導者不足、高齢化が課題。
 - (委員) 新しい指導者を確保することが困難であり、民間団体の支援が重要。
 - (委員) 健全育成の理念に基づき、少年団の価値を再評価してほしい。
 - (委員) 部活動ではスクールバスが利用できるが、少年団や地域クラブ活動では保護者による送迎が必要となり保護者の負担増加が懸念される。
 - (事務局) 部活動ではスクールバスが使用可能だが、少年団や文化団体には利用が制限されている。
 - (事務局) 部活動以外の送迎に関する具体的な対応策は検討が必要。
-

課題の整理

1. 地域団体との連携

- ・ 少子化や人口減少を踏まえ、地域全体での支援体制を構築し、活動の持続可能性を高める。

2. 送迎問題への対応

- ・ 地域クラブや少年団の送迎負担を軽減するため、スクールバスの利用拡大や代替手段の整備の検討。

3. 保護者負担の軽減

- ・ 少子化や共働き家庭の増加を考慮し、部活動や地域活動における保護者の負担軽減策の検討。

1-4 中学校部活動の地域移行に関するアンケート結果について

各委員からの意見・事務局回答の要約

- (委員) アンケート結果をもとに、考え方や方針を整理してほしい。
 - (委員) 地域移行を前提に進めるとの理解だが、具体的なビジョンが見えない。
 - (委員) 保護者にとって方向性が不明瞭で、不安が広がる。
 - (委員) 移行後のクラブ設立や運営の具体策が議論されていない。
 - (委員) 指導者の確保や費用負担についての明確な枠組みが必要。

 - (委員長) 地域特有の事情に合わせた対応が必要。
 - (委員長) 地域おこし協力隊や総合型クラブの導入例を参考にしたい。

 - (教育長) 移行は一気にではなく、段階的に進める。
 - (教育長) 子どもたちの活動場所や指導者の確保が最重要課題。
 - (教育長) 地域活動やクラブの運営方法には多様な選択肢がある。

 - (事務局) 地域移行は文科省の方針に基づくもので、段階的に進める必要がある。
 - (事務局) 指導者の確保や費用負担の課題があり、具体的な解決策は未定。
 - (事務局) クラブ設立や運営の新しい動きには柔軟に対応する予定。
 - (事務局) 今後の会議で具体的な進め方や負担について議論を予定。
-

課題の整理

1. 具体的な方針の提示

- ・ 地域移行後のビジョンや運営方法を具体化し、保護者や関係者へ提示。
- ・ 地域移行について、保護者にわかりやすく説明し、不安を取り除く。

2. 指導者の確保

- ・ 指導者不足を解消するための方策（育成、報酬、外部コーチの雇用など）の具体化。

3. 費用負担の検討

- ・ クラブ運営や送迎、指導者報酬などにかかる費用負担の分担を明確化。

4. 柔軟なクラブ設立の支援

- ・ 地域や競技ごとに新しいクラブの設立を支援する枠組みの整備。

5. 段階的な移行計画の策定

- ・ 急激な変化を避け、段階的な移行を進めるためのスケジュールや実行計画の提示。

6. アンケート結果の反映

- ・ 関係者の意見を踏まえた施策の方向性の整理。

2-1 地域移行後の生徒の放課後活動の在り方について

各委員からの意見・事務局回答の要約

- (委員) 地域移行の目的は教員の負担軽減であり、地域の協力体制を整える必要がある。既存の団体(少年団)を大切にしながら活用する施策や財政支援が必要である。
- (委員) すぐに部活動はなくなる。先生方の力を借りて進めるべき
- (委員) 既存の団体でも新設でもよいが、最終的には総合型スポーツクラブにできればよい。
- (委員) 4時～6時の時間帯の活動を目指すべき。当面は中学校教員の支援が必要。
- (委員) 中学校サッカー部の現状と地域移行した場合のプロセスについて以降のモデルケースとして広めてはどうか。
- (委員) 地域移行における活動時間帯の調整が重要。現状の放課後時間で活動することが望ましい。
- (委員) アイスホッケー部の現状について説明。地域移行後も学校との関係を維持しつつ、地域の協力で進めることを提案。
- (委員) 既存活動との連携を考えつつ、新たなニーズに応える必要性を認識。
- (委員) アンケート結果からeスポーツやテニスなど、これまでになかった種目への対応が求められる。
- (委員) 文化団体も協力可能で、地域全体で支える方向性を示唆。
- (委員長) 地域移行で指導者が確保できれば、より多くのスポーツへの参加が可能になる。
- (委員長) 指導者確保には適正な報酬を支払う仕組みが必要
- (事務局) 少年団が中学生を受け入れる際には新たな財政支援も含めた体制整備が必要。完全移行は段階的に進めるべき。
- (事務局) 4時～6時の活動について指導者を見つけることは難しい。指導者がいなければ6時～8時という形も考えられる。
- (事務局) 地域移行先は既存のクラブ、スポーツ・文化団体を想定している。

課題の整理

1. 時間帯の調整
 - ・ 地域指導者の確保が難しい4時～6時の時間帯に活動を行える体制。
 - ・ 18時以降の活動とした場合の体制。
2. 指導者の確保と育成
 - ・ ボランティアだけに頼らない持続可能な指導体制の構築。
3. 既存団体と新設団体のバランス
 - ・ 既存の地域団体の活用と、新たな総合型地域スポーツクラブの立ち上げ。
4. 財政支援と施策
 - ・ 中学生を地域で受け入れるための財政支援と施策の具体化。
5. ニーズへの対応
 - ・ eスポーツやテニスなど、子供の希望に対する体制の整備。
 - ・ 地域移行後の文化活動との連携。
6. 段階的移行の計画
 - ・ 完全移行までの段階的な移行モデルの試行とその評価。

2-2 地域移行後の指導者の確保について

各委員からの意見・事務局回答の要約

- (委員) 兼職兼業制度の柔軟性について確認し、より具体的な人材確保の方法（例：勤務時間の調整、土日対応）を記載しては。
- (委員) 「質の高い指導」という表現の見直しを提案。
- (委員) 指導者について人材バンク等からの派遣については、切迫した状況にならないと実現は難しいと思うので、表現方法の検討を要請
- (委員) 教員の兼業についての承認手続きに触れ、人材確保における役場の調整やボランティア体制の限界を指摘。
- (委員) 4時から6時の指導者の確保には職場の理解や町のサポートの必要性を指摘。
- (委員) 地域指導者を確保するための環境づくりが重要である。
- (委員) 現状を把握し先生方とは別の立場でサポートする仕組みが必要。
- (委員) 部活動移行に伴う費用負担の透明性を求める。
- (委員) 保護者負担や報酬額について、アンケート結果を活用すべきと提案。
- (委員長) 公務補の現状に基づき、役場との協議の必要性を示唆。
- (委員長) 資格を持つ指導者の確保が重要であると強調。
- (委員長) 親の負担が大きくなり子どもの活動が制限されることは避けるべき
- (教育長) 地域全体での取り組みとしての地域クラブ設立を提案。
- (教育長) 現行体制は過渡期であり、地域移行の具体化が必要。
- (事務局) 現行のボランティア体制や勤務時間のシフト調整について説明。
- (事務局) 部活動指導員の単価を基準に報酬の設定を考えているが、部活動以外の他の団体との公平性についてバランスを見ながら制度を作る。

課題の整理

1. 指導者確保の仕組み

- ・ 資格を持つ指導者の確保について、兼職兼業制度や人材バンクの活用具体化。
- ・ 勤務時間の調整や企業への要請など、多様な対応が求められる。

2. 報酬と財政支援

- ・ 部活動指導員の適正な報酬額やその財源の明確化。
- ・ 費用負担が公平になるよう、少年団等との調整。

3. 保護者と地域の負担軽減

- ・ 部活動移行に伴う保護者の経済的負担を低減し、地域協力体制を強化する方法の検討。

4. 地域移行の具体化

- ・ 地域クラブ設立の詳細な計画を策定し、各団体との役割分担の明確化。

5. アンケート結果の活用

- ・ 保護者や生徒からの意見を基にした、現場に即した計画の立案。

2-3 地域移行後の生徒の参加手段について

各委員からの意見・事務局回答の要約

- (委員) 送迎事業について練習だけか大会参加も含まれるのかを確認。
 - (委員) 現在の取り組みは効果的で他地域にない手厚い支援と評価。
 - (委員) 継続的なサポートの必要性を強調。
 - (委員) 他の習い事への参加支援も検討し、柔軟な選択肢を増やすことを提案。
 - (委員) 車両や運転手問題に対して保護者が送迎車両を運転できる制度等柔軟な対応が必要と主張。

 - (教育長) 運転手の人材確保に向けて要請も含め取り組み中である。

 - (事務局) 現在の車両利用状況を説明。
 - (事務局) 送迎車両の運転手高齢化や持続可能性に対する課題を提示。
 - (事務局) 現在利用している団体と予算について説明。
-

課題の整理

1. 送迎体制の確保
 - ・ 運転手の高齢化や人材不足への対策。
 - ・ 持続可能な運営計画の立案。
2. 柔軟な支援策の検討
 - ・ 選択肢を増やすための制度設計。
 - ・ 他の習い事や活動への参加補助制度の検討。

2-4 地域移行後の費用負担について

各委員からの意見・事務局の回答の要約

- (委 員) 清水町が実施している少年団への活動支援について確認。
 - (委 員) 指導者活動報酬と資格取得支援に関する仕組みを説明。
 - (委 員) 「地域移行後」か「地域移行に向けた」表現方法を検討
 - (委 員) 民間指導者によるいじめ問題の事例を挙げ、学校と部活動の連携の重要性を強調。
 - (委 員) 資格を持った指導者が必要であり、学校と民間の協力体制を構築すべきと提言。
 - (委員長) 委員の指摘に同意し、資格を持つ資の高い指導者の必要性を強調。
 - (事務局) 中体連や中文連など大会参加助成について説明。
-

課題の整理

1. 情報の透明性と周知
 - ・ 少年団や指導者に対する支援制度の詳細を十分に伝える仕組みの構築。
2. 資格保有者の指導体制の強化
 - ・ 指導者や審判に対する資格取得支援の拡充。
 - ・ 資格を持つ指導者の確保と配置の仕組み作り。
3. いじめやトラブル防止策の整備
 - ・ 民間指導者が関わる活動において、いじめ防止のためのガイドラインの策定。
 - ・ いじめなどの問題発生時の迅速な解決プロセスの設計。
 - ・ 学校と民間団体の連携体制を整備し、問題発生時の迅速な対応策の検討。
 - ・ 指導者や保護者との間で定期的な情報共有の場の設定。

3-1 大会・コンクール等の参加態勢について

各委員からの意見・事務局回答の要約

- (委員) 北海道中学校体育大会の地域クラブ活動参加特例について説明。
 - (委員) 事務局資料は一部の種目(6種目のみ)の抜粋であるが、清水町の少年団の種目や過去10年で廃止された中学校部活動の種目も含めるよう要請。
 - (委員) 競技ごとに必要な指導者資格や審判資格が異なり、詳細な情報が必要。
 - (委員長) 参加資格が緩和されたものの、具体的には上部組織への登録が必要なため、不明瞭な点がある。
 - (委員長) 資料の追加配布により理解を深める必要がある。
 - (事務局) 現在の中学校部活動を基に資料を抜粋したが、少年団に関する視点が抜けていた。
 - (事務局) 地域クラブ活動や少年団も中体連への参加が可能になったことを説明。
 - (事務局) 資料の詳細版を改めて郵送する旨を表明。
-

課題の整理

1. 資料の共有:
 - ・ 中体連参加特例の詳細資料を、全関係者に配布する。
 - ・ 清水町の少年団種目や過去に廃止された部活動の情報の提供。

3-2 運営団体・実施主体の在り方について

各委員からの意見・事務局の回答の要約

- (委員) 清水 JVB クラブバレーボール男子は指導者資格や上部団体への登録など要件を満たし地域クラブ活動として承認された。
- (委員) 地域クラブ活動は中体連参加において学校部活動と異なり、厳格な資格要件が課される。
- (委員) 部活動指導員制度の導入で、教員の負担軽減が期待できる。
- (委員) 「地域展開」として進む過程で、部活動指導員制度を活用し、責任ある指導体制を構築すべきでは。
- (委員) 部活動指導員制度は理想的だが、人材確保が非常に困難。
- (委員) 地域だけに頼るのではなく、広域で専門性を持つ指導者を確保する仕組みが必要。
- (委員) 制度の柔軟性を高め、専門性のある人材を確保する取り組みが必要。
- (事務局) 帯広市や音更町では部活動指導員制度を導入しており、合同部活動や拠点校方式で活用されている事を説明。
- (事務局) 専門性をもった指導員の配置により、学校に縛られない専門性の高い指導体制を構築することが望ましい。
- (事務局) 地域移行では報酬制度の見直しが必要。報酬を支払い、地域クラブ活動を支援する体制を実証事業として試みたい。
- (事務局) 中体連の参加には、学校教育の一環として教員が責任を持つことが求められる。

課題の整理

1. 部活動指導員制度の普及と人材確保

- ・ 部活動指導員制度の活用と、人材を確保する具体的な施策。
- ・ 専門的な指導者を地域内外から確保する広域的な仕組みの検討。

2. 報酬や保険制度の見直し

- ・ 地域クラブや部活動指導員に適切な報酬と保険制度を整備し、持続可能な運営を支える。

3. 広域的な人材共有の仕組み

- ・ 地域を超えた指導者の派遣や代理監督制度の活用を推進し、子どものニーズに応える。

4. 学校部活動との連携強化

- ・ 地域クラブ活動と学校部活動の連携を強化し、移行過程におけるスムーズな運営を目指す。

3-3 スポーツ・文化施設の確保について

各委員からの意見・事務局回答の要約

- (委員) 体育館などの施設利用について、予約が重なった場合の優先順位や内規について質問。
- (委員) 子どもたちにとって有意義に利用できるよう、地域活動が優先される仕組みが必要。
- (委員) 現在の体育館の利用は「早い者勝ち」が現状で、優先順位や基準がない。
- (委員) 地域クラブ活動が新たに利用する際には、現行の利用団体との調整が必要。
- (委員) 規則に基づいた公平な仕組みを検討すべき。
- (委員) 地域クラブ活動に移行後も学校施設（音楽室、体育館、武道館）の使用について質問。
- (教育長) 最終目標は地域クラブ化であり、その実現に向けて段階的に進める方針。
- (教育長) 合同部活動や広域部活動を経て地域クラブに移行する計画。
- (教育長) 地域クラブ活動は10割減免で行う方向性。
- (事務局) 地域クラブ移行後の減免制度について新たに考える必要がある。
- (事務局) 体育館などの学校体育施設は学校開放事業として利用可能だが、地域クラブ活動に合わせて制度の見直しが必要。

課題の整理

1. 地域クラブ活動での施設利用の明確化

- ・ 地域クラブ活動が子どもたちにとって有利に活用できるよう、利用調整の仕組みの検討。
- ・ 地域クラブ活動への移行後も、現行の施設利用料減免制度をどのように継続するかの検討。

2. 学校施設の利用方針

- ・ 地域クラブ活動が学校施設を使用する場合の管理方法や条件の具体化。

3. 地域クラブ化への段階的アプローチ

- ・ 段階的な地域クラブ化のスケジュールと支援体制の整備。

3-4 部活動の位置付けと地域移行の理解の促進について

各委員からの意見・事務局の回答の要約

- (委員) 部活動地域移行は少子化や教員不足を背景に、地域協力で子どもたちの活動機会を確保することが目的。
- (委員) 地域の特色やソフトテニスやeスポーツなど、アンケートで挙げられた新しい活動の導入も検討すべき。
- (委員) 拠点校方式や合同校方式などの段階的な移行の中に部活動指導員を提案。(委員) 他自治体の事例(登別市、美幌町など)を挙げ、清水町に適した移行方法を模索すべき。
- (委員) 地域移行の具体的な方向性が不明瞭で、明確な目標設定が必要。
- (委員) 当面は中学校が主体で段階的移行を基本とし、慎重に進めるべき。
- (委員) 保護者アンケートを実施して、送迎の意向を把握し、移行協議に反映すべき。
- (委員) 少年団や保護者への早期の方向性共有を提案。
- (委員) 検討会での議論が具体性に欠けることを指摘し、迅速な計画策定を求める。
- (委員) 移行期間中に必要な予算確保を要望。
- (委員) 地域企業との連携や地域貢献活動を活用した指導者確保を提案。
- (委員) 中札内地域コーディネーターのような役割の人材が必要。
- (委員) 会議の成果を視覚化し、情報共有を図るべき。
- (教育長) 地域クラブを最終目標とし、長期的視点で段階的に移行を進める。
- (教育長) 少年団や地域の協力を得ながら、子どもたちが活動できる環境整備を優先。
- (事務局) 既存の部活動を担保しつつ、地域クラブへの段階的移行を目指す。
- (事務局) 指導できる少年団等の団体との協議を進め、多種目を楽しめる環境を整備したい。

課題の整理

1. 移行計画の具体化と共有

- ・ 地域移行の段階的スケジュールを明確化し、関係者に共有。
- ・ 保護者や少年団と早期に方向性を共有し、協力を得る。

2. 指導者の確保と育成

- ・ 部活動指導員や地域企業の協力を活用しての人材の確保。
- ・ スポーツ指導だけでなく、生徒指導の研修の実施。

3. 多様な活動機会の提供

- ・ 新しい活動(例:eスポーツ)を取り入れるなど、子どものニーズに対応した多種目環境の整備。

4. 予算確保と政策支援

- ・ 地域移行に必要な予算の確保と、企業の地域貢献活動との連携の推進。

5. 透明性のある進捗管理

会議の成果や決定事項を視覚化して共有し、関係者の理解を深める。

4-1 清水町学校部活動地域移行推進計画（案）について

各委員からの意見・事務局の回答の要約

- （委員）ガバナンスコードについて周知するだけでは不十分であり、運営団体が理解し実践できるよう指導・徹底すべき。
- （委員）項目1の計画の目的について、タイトルを簡潔に『中学校部活動の地域移行』とし、その下に説明を加える形がよい。
- （委員）プレゼンが必要であればインパクトはあるが、計画の目的であれば、できる限り詳細の方が目的に沿っている。
- （委員）7ページと9ページの空白を活用し、整理できないか
- （事務局）中体連の要件としてガバナンスコードは必須であり、周知だけでなく指導・徹底する方向で修正する
- （事務局）計画書の目的部分は従来通り記載するものとする
- （事務局）7ページ目の空白については、文書の順序も含めて再配置を検討する。

全体を通しての意見

- （委員）学校教育課と社会教育課の連携を強化し、町全体での取り組みとして推進する必要がある。
- （委員）計画の進捗状況や成果を町のホームページ等で分かりやすく公開する。見出しや説明文を平易な言葉で記載し、誰でも理解しやすい形にする。

課題の整理

1. ガバナンスコードの理解・定着
 - ・ 運営団体が単に周知されるだけでなく、適切に運用できる仕組みが必要。
 - ・ 研修や説明会の開催が求められる。
2. 情報公開と周知の強化
3. 行政の継続的な関与と支援体制

今後の取組について

- ・ 修正した推進計画（案）を検討委員会委員長から教育長へ報告
- ・ 令和7年3月の教育委員会で推進計画の決定
- ・ 令和7年3月中に町のホームページやまちづくり情報コーナーで公表
- ・ 令和7年5月以降、町広報を活用した周知を開始